

第二十八回 参議院建設委員會會議録第十七号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午後三時四分開会

委員の異動

本日委員井村徳二君辞任につき、その補欠として松岡平市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 石井 桂君
楠浦 鹿藏君
西田 信一君
田中 一君

委員

岩沢 忠恭君
斎藤 昇君
中野 文門君
松岡 平市君
武藤 常介君
安井 謙君
内村 清次君
小酒井義男君
村上 義一君
森田 義衛君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

通商産業 小笠 公昭君
政務次官 村田 恒君
通商産業省 石炭局長 小岩井康朗君
通商産業省 通商安局長 山本 三郎君
建設省河川局長 植田 俊雄君
建設省住宅局長 山本 三郎君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員 大蔵省主計 松永 勇君
局長計官 大蔵省銀行局 磯江 重泰君
特別金融課長 農林省農地 正井 保之君
局参事官

説明員

大蔵省主計 松永 勇君
局長計官 大蔵省銀行局 磯江 重泰君
特別金融課長 農林省農地 正井 保之君
局参事官

本日の会議に付した案件

○連合審査会開会の件

○地すべり等防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹下豊次君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いたします。

本日井村徳二君が委員を辞任され、その補欠として松岡平市君が委員に選任されました。

○委員長(竹下豊次君) 次に本日の委員長理事打合せについて御報告いたします。

まず、道路整備緊急措置法案に対する付帯決議案、並びに、地すべり等防止法に対する付帯決議案について協議いたしました。

次に委員会の日程についてであります。今日は地すべり等防止法案について質疑の後討論採決する、明二十九日は地方行政、大蔵委員会との連合審査会散会後、本委員会を開き道路関係三法案について質疑を行う、なお今日の委員会の散会時間は午後五時を目途とする、道路関係三法案については三十一日午前中に討論採決を終了する。

る、以上のごとく申し合せましたのでこの点御了承をお願いいたします。

○委員長(竹下豊次君) この際お諮りいたします。道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案、及び、日本道路公団法の一部を改正する法律案について、明二十九日午前十時から、地方行政委員会及び大蔵委員会と、連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(竹下豊次君) それでは地すべり等防止法案を議題といたします。

御質疑の方は順次御発言を願います。

○内村清次君 まず、この法案につきましても、山くずれを本法案に適用しなかつた理由について質問したいと思つて生じた山くずれの崩土の滑動するものであることは言うまでもありませんけれども、この地すべりとは山くずれの後身であると言われておる、従つて地すべりと山くずれとは親子関係の両柄にあるにかかわらず、反復的に襲つてくるものの山くずれに對しては、今回の法案に對してはその規定が明確でないわけですが、山くずれの数町歩に及ぶ大規模なものについて規定するところの必要があると考へますが、これに對してはどういう政府の方では考へがされておるか。

○政府委員(山本三郎君) 山くずれが起きまして各地に被害が生じておるわけでございますが、これもこの法案を立案する場合におきまして、いろいろと研究いたしましたのでございまして、山くずれにつきましては、御承知の通り下流の河川等に影響するものにつきましては、砂防法によつてもちろんやるわけでございます。それからその他のものにつきましては、それでは全般的にこの法律に入れるかどうかという問題でございますが、山くずれというものは地すべりと趣きを異にいたしました。地すべりというものは大体すべるのが緩慢に起るわけでございますが、起る前に大体徴候が現れてくる、たとへば山がすべる際におきましては、その山の上へ行つてみますと、亀裂が生じているというふうな点が現れてくるわけでございます。従いまして指定する場合におきまして、ある程度それを予知することができるといふ点から、この法律の目的といたしましては区域を指定し、あるいはその中で行為制限をしたり、あるいはさういふふうな点において、比較的的確にできる。ただ山くずれというものは比較的予知をするのがむずかしいわけでございます。それを翻つて、それじゃ山くずれの危険性がある所を全部指定しようといふことになりますと、非常に全国的にたくさんやらなければならぬ。それがたとへば山の傾斜とか、地質を全部調べまして、おそれがあるものを調べ上げまして、これをどう処置していかうかといふことをするのは、非常にたくさんの方、広範囲にやらなければならぬ。

○内村清次君 まあただいまの説明では、砂防法及び森林法で大体山くずれに對する措置もやつていく、こういうふうなお考えのようでございますけれども、この両法律の目的というものは違ふのじゃないか、崩壊に對する措置については、現在の両法案によつては十分な目的が達せられないんじゃないか、という私たちは考へ方を持っています。そこでたとえば阻止さ

ならない。しかもそこに具体的に起るであろうかといふことが、なかなか予知ができないというふうな、的確性がなかなか認められないので、こういうふうな措置をすることがなかなかむずかしい。もしやろうとすると非常にたくさんの方、あるいはたくさんの方の面積をやらなければならぬといふような点で、この法律に入れることをいいたさなかつたわけでございます。しかし全然やらぬといふわけではございせん、先ほど申し上げましたように、砂防法なり森林法でその区域を指定いたしました。砂防なり森林の事業もやる。それから山くずれのために起つた道路の施設の災害であるとか、その他さういふふうな公共の問題につきましまして、もちろん災害復旧等は適用されるのでございまして、さういふ処置をしたい。それから人家等の問題につきましまして、別途財政補助の方法で考へようといふようなことで、この法律に規定することを考へたのでございまして、やめたというのが実情でございます。

○内村清次君 まあただいまの説明では、砂防法及び森林法で大体山くずれに對する措置もやつていく、こういうふうなお考えのようでございますけれども、この両法律の目的というものは違ふのじゃないか、崩壊に對する措置については、現在の両法案によつては十分な目的が達せられないんじゃないか、という私たちは考へ方を持っています。そこでたとえば阻止さ

ならない。しかもそこに具体的に起るであろうかといふことが、なかなか予知ができないというふうな、的確性がなかなか認められないので、こういうふうな措置をすることがなかなかむずかしい。もしやろうとすると非常にたくさんの方、あるいはたくさんの方の面積をやらなければならぬといふような点で、この法律に入れることをいいたさなかつたわけでございます。しかし全然やらぬといふわけではございせん、先ほど申し上げましたように、砂防法なり森林法でその区域を指定いたしました。砂防なり森林の事業もやる。それから山くずれのために起つた道路の施設の災害であるとか、その他さういふふうな公共の問題につきましまして、もちろん災害復旧等は適用されるのでございまして、さういふ処置をしたい。それから人家等の問題につきましまして、別途財政補助の方法で考へようといふようなことで、この法律に規定することを考へたのでございまして、やめたというのが実情でございます。

れるといひましたし、解釈を拡大して措置をせざるやないといふような点が起きてきやしないか。だからしてやはり、これは親子関係にあるところのこの山くずれの問題も包含して、将来立案するといふ意思があるかどうか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 先ほども申し上げましたように、この法律を作る場合におきましても、そういう点も非常に考えたわけでございまして、一応の結論は先ほど申し上げたのでござい

ますが、たとえば熊本に去年起つたような災害も、ほとんど緊急砂防等で手がつけられるというふうな状態でござい

ます。それから道路または建築物が下にあるときは、災害でこれを処置するといふことができるわけでござい

まして、非常にまたこういつた点で困る、あるいは的確にこうやったら、そういうふうな対策が的確にしかもむ

だなくできるという見当がつかますれば、また私の方としても研究してみたいといふふうに考えております。

○内村清次君 次に第三条、第四条、いわゆる防止区域の指定ですが、第三条の二項に「前項の指定は、この法律

の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。」と書

いてあるわけですね。ところがこの防止区域の範囲は滑動しているところの地域だけに限定するのだから、この

また地すべりをおそれのきわめて大きい区域は、もちろんこれに入るわけにございまして、それからこれに隣接いたします地域の中で、地すべりを助長し、あるいは誘発し、または助長し、もしくは誘発するおそれがある、もしくは誘発するおそれがある、わめて大きいもの、そういうような区域を含めて、地すべり区域といたすわけにございまして、また地すべりを起してはいないけれども、誘発したり助長したりするおそれのある区域は、あわせて指定するわけでございまして。

○内村清次君 そこで、これは先に第二十四条に關連事業の問題がござい

ますが、この適用指定地の問題が若干な点が出てきやしないかと考えているわけ

です。第二十四条に關連事業計画の作成等の規定がありますが、地すべりの崩壊は現在滑動している区域だけに

とどまらない、被害は広範囲に及ぶからして、地すべり現象が発生して直ちに防災施設が施工せられ、滑動が停止

したといふわけにはこれはいかない。そうして、現象が明確になつて

も、指定するために現駐員が調査をしたり、あるいは報告を聴取したりして、それから予算措置をするという段階

なり、予算措置につきましてもすぐにできないのが現状です。従つて地すべり滑動の下被害を受けた区

域については、防止区域の範囲といふものがこれはいかに、いろいろなこと

に、この防止区域の中におきましては、防止工事をやつたり、あるいは地すべりを助長するようない行為制限をいたすために必要な区域でございまして、もちろん被害を受けまするものは地すべりが起りまして、その下の地域にありまする住家であるとか、あるいは農業施設とかといふものが被害を受けるのでございまして、もちろん地すべりする上にある部分も被害を受けまするけれども、その地すべりしていつた下にある営造物等が被害を受けるわけでありまするから、關連事業計画は防止区域のみでなくて、被害を受けるおそれのある区域も含めて關連事業計画を立案する、こういうこととございまして。

○内村清次君 そうしますと、地すべり防止を実施する場合の指定区域の範囲ですが、この範囲について、もちろんこれは基準があるだろうと思ひ

ますが、この基準につきましても、何町歩以上をその対象にするかどうか、あるいはまたその地すべり現象によつて、この崩壊する地点は全部指定するかどうかといふようなことを、本法律の適用を受ける範囲の基準とするかどうか。この点につきましても、最小限度

の基準はまず何町歩であるか、という点を明示してもらいたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、その地すべりが起りま

して、被害を生ずるものの対象の大きさによつてきめるわけでございまして、たとえば、非常に治山治水という密接

な關係があるものとか、あるいは鉄道とか道路等の公共施設とか、あるいは

学校の公共施設がある所とか、あるいは人命あるいは人家等で保護しなければならぬ、あるいは林地や耕地が非

常に困るというようなことを考えてやるわけにございまして、現在までいろいろ御説明申し上げております、全

国の十四万町歩あるというその内容といたしましては、大体五町歩程度のも

のを考えて、面積といたしましては考

えておるわけでございまして、もちろんそのほかに、先ほど申し上げました

ような公共施設、あるいは人家等がある場合におきましては、それらを勘案

いたしまして、面積の小さいものでも入れなければならぬといふふうに考

えております。

○内村清次君 それから第二十四条の關連事業について、農地保全に対する措置ですね、これはどういふふうな措

置をされるのか、土地改良区あるいは耕地整理組合等の關係について、単に補助するだけといふようなことで規定

されてはいるのかどうか、それを一つ。○説明員(正井保之君) 御質問の点で

ございまして、地すべり法におきましては、まず地すべり現象そのものを防

止すると同時に、關連いたしまして、地すべりによる被害を除去し、あるいは軽減するために關連した措置を取り

上げていくわけでありまして、その一つは、今までも説明がございました

ように、家屋とかあるいはその他の施設を移転する、これに対する融資の措

置を考へております。

なお、当然に土地の利用等につきましても、計画的な観点から土地計画を

立ててもらひまして、防止計画との關係も十分考慮して計画を立てていただ

きまして、それを取り上げるという考

え方でありまして、その際關連事業の

内容といたしましては、あるいは水路

を作るとか、従来田であつたものを畑

に転換して利用するとか、あるいは溜

池を動かす、また溜池を動かした場合

に、その跡を耕地として利用する、こ

ういったふうな、いろいろなものがあるわけでありまして、そういうものに

つきまして計画を立てていただくま

して、市町村長はそれを知事に承認を

求める、こういうふうな權威をつけま

して、かつまた防止計画等々との調整も

考へました上で、私どもとしては、こ

れに助成の扱いをしていきたい、こ

ういふふうに考へておるわけであり

ます。

これは事業をやる主体は、市町村で

ありますとか、あるいは土地改良区で

あるとか、また農業協同組合の場合も

ありますし、数人で一緒に共同するこ

ともあります、そういうふうな形をと

る場合等いろいろあるわけでありま

して、いづれも現地の事情に即した扱

いにいたして参りたいといふふうに考

えております。

○内村清次君 そうしますと、まあ大

体ただいまの御答弁でわかりました

が、ただ補助するだけというわけじゃ

ないのです。補助金を出してやると

いうことだけではなくして、たとえば

都道府県の知事に対して、十分あな

たの方では連絡をとつて、主体である

市町村長に対してそういう処置の指示

をしていくと、こういうふうなことで

すね。

○政府委員(山本三郎君) お説の通

り、關連事業計画は市町村長が作るの

でございまして、その内容につきまし

ては主務省令で定めまして、その内容

といたしましては、耕作物の種類等い

ろいろ規定するわけでありまして、そ

ういふこともやりまして、また知事を

通しまして指導をするつもりでございます。

○内村清次君 第八条のこの標識の設置のことですが、標識を設置する場合には、都道府県の負担で行うという考えのようですが、どの程度のこれは費用を要するものですか。それを一つお伺いしたい。

○政府委員(山本三郎君) ただいま考へておりまする全体の防止区域の標識は、全部立てまして千五百万円くらい必要であるということでございます。

○内村清次君 それから第二十五条の「立退の指示」ですが、「立退の指示」は必要と認むる区域内の居住者に対して、危険な状態が切迫したと認められる場合、避難の指示を与えることになつておりますけれども、この危険な状態の切迫した場合を予報する警報設備を行う必要がありはしないか。いわゆるこの予報設備を設けないという理由はどこからきているか。私たちはまあ危険な状態が切迫した場合には予報するところの警報設備が必要ではないかと、こう思つてゐるのですがね。その点に対しての御見解を伺いたい。

○政府委員(山本三郎君) もちろんこの危険が切迫いたしましたときには、避難のために「立退の指示」をいたすわけでございますが、その際非常にたくさんの方にやる場合には、いろいろとそれをわからせるように、具体的に考えなきやいかんわけでございますが、ただ機械的に地すべりがどうだというよりなことを知るといふことは、なかなか今の状況では的確にできませんものから、自動警報機等は考えなかつたわけでございますが、もちろん

んそういうふうな、皆に知らすのに早い方法を考へてもうらうに指導しなかつたかと思つております。

○内村清次君 この点は、住民心理としては非常に重要な問題であつて、あつた地すべり現象が起きるという開の状況というものは、また天候の状況、その他周囲の状況というものは、相当もうすでに住民心理というものは、神経も過敏になつておるし、豪雨の際には不安な状態が切迫しておると思ふので、これにただ単に「どういふ処置をされるのか、口頭でされるのか、どういふ責任者がどういふ方法で——たとへば戸ごとに危険を警報していくのか、この点をあとで御答へしていただくのでありますけれども、ただ口頭だけの警報、注意では、一体住民が動かないという問題なんです。この点をどういふふうにお考えでありますか。

○政府委員(山本三郎君) 徹底させる方法をいろいろ、鈴を鳴らすとか、あるいは警報機を使うとかというふうな方法を考えなければいかんと思ひますが、ただその、危いのに幾ら話しても動かないというふうなことがあるといけません。ですから、「立退の指示」を特に規定いたしましたして、都道府県知事、またはその命令を受けた、たとえば土木出張所の職員等が立ちのきを示すことができるという規定を置いて、たわけでございますが、そういうことが、もし徹底できないという場合におきましては、それを徹底するために、警察署長等にそれを知りたしめて、その応援も頼むというふうな考へておるわけでありまして。

○内村清次君 そこでまあ今回の法律案では、指示するということになつておるのですが、まあこの法律立案に際しては、勧告をするというよりなことを一時お考えになつたこともあつた、こゝろ聞いておるのですが、これが憲法上違反だというふうな疑いのために指示というふうになつたのですか。その点の事情を少し詳しくお話し願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) この二十五条の「立退の指示」といふのは、危険が切迫をしたときに、そこに住んでゐる人が一時的に避難をする指示の問題でございますが、今の話の勧告云々の問題は、住宅を移す場合に、あなたの家はここにあつては危いから、一つ移つたらどうですか、というふうな勧告をしなうというのを一時考えたことがございました。それもいろいろ研究いたしましたのでございまして、勧告をいたしたとしてもなかなか動かないというふうな点も考えられますし、またこの点は自分の住居のこととございまして、しかも自分の生命なり財産が、地すべりによりまして危険を受けてゐるわけでございますから、自分らで一つ自主的に計画を立てて動くようにしてもらつた方が民主的に考へられて、実効が上るのじゃないかと、いふふうに考へまして、関連事業計画を自主的に立てていただいて、その計画に従つて移つていただいた方がいふのじゃないかというので、そういうことにいたしましたのでございまして。

○内村清次君 この点はまだ法律の実施された後でも、一家族立ちのきに對して、住民が適切にその指示に従うというふうな方法が円滑に行われるようなことを、十分研究してもらひたいと思ふのです。

それから第四十七条の、家屋の移転者に対する融資の措置についてお伺いしたいのですが、融資の対象を戸当たり最高額どの程度に考へておられるのですか。三十三年度は何戸であつて融資はどれくらいされるのか、というふうな点があるか、この点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 三十三年度は大体一千戸移るといふふうなことを考へまして、住宅金融公庫の方で考へていただいております。それは、住宅局長もおられますが、目下現在のことから見て、住宅の移転に關しましては最高三十万円、その他土地として三万円というふうな事務的には考へておるといふのが実情でございます。

○内村清次君 この地すべり地域に居住する者は、ほとんど農業を業とする者であつて、従つて農業経営上もろろその家屋も大きいのです。それからさらに公営住宅並みの十坪程度のものもありまして、また農舎とか畜舎などもこれは、不離不即の農家の住宅として当然なことと考へてゐるが、こゝろいったものに對して一千戸の住宅というものはどういふ規模のものであるか、その点につきまして御答へをお願ひしたいのであります。

それから先ほど最高額三十万円、それから土地に對しては三万円ですが、こゝろいったものが住宅金融公庫としての最高限度ですが、この最高限度を將來いじるといふより、拡大するといふよりな考へ方はないかどうかです、ね、これも一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) ただいまの住宅の融資の問題でございますが、ただいままで事務的に財務当局と話し合ひがついておりましたのは、最高限度三十万円でございます。これは新築の場合も移転の場合もあわせて突込みで三十万円できめておるわけでございますが、多くの場合これは移転であつたかと存じます。移転の場合には大体十五坪の住居ができる予定でおります。なお御承知の通り、災害の応急復旧住宅の場合と同様に、三十万円を限度としてお貸しするわけでございまして、一般の融資の場合のようにその七割五分を融資する、こゝろいう制度ではございせん。従いましてもしも資金の余裕がございまして、この資金のほかに自己資金で補足して増してもらうといふこともいひわけでございます。なお農舎、畜舎等で独立しましたもののつきましては、これは住宅金融公庫の対象ではございせん、おそろく農林漁業金融の方でめんどろを見ることが相なつておるかと思ひます。

○委員(長竹下豊次君) ちよつと途中ですが、内村さん、ちよつと申し上げますが、大臣が予算委員会の方に出席されなきやならぬと思ひます。それでもし大臣に對する御質問が先におやり願つたらどうかと思ひます。

○内村清次君 ほかの方あります。

○委員(長竹下豊次君) ほかに、どなたかにお譲り下さいますか、大臣の質問。

○内村清次君 大臣の質問はちよつと……

○田中一君 この計画は大体何カ年ぐらいで終えようというつもりですか。

○政府委員(山本三郎君) 全体といったしますと相当の事業費がかかりますけれども、緊要工事といつたしましては建設省所管分、農林省所管分を合せますと、約事業費にいたしまして五十億程度でございます。この事業をできるだけ早くやりたいと思つて考へておるわけでございますが、私どももいたしましては、それを五カ年計画といふことで考へたいといふふうに思つております。

○田中一君 なるべく大臣に答弁していただきたいんだ。

そこで地方負担の問題なんですけれども、道路緊急整備法と同じように、負担率を一応三十三年度は四分の三という特例でやろうとしておるのです。まあこれは根本さんの癖かもしらぬけれども、道路整備の方でも三十三年度は四分の三、五カ年計画だと言ひながら、二年度の分は何にも触れておらぬといふことになっておるのです。この法律もそのように見受けられるのです。これはあなた達の主張なのか、まあ大蔵省来ておりませんけれども。

○委員長(竹下豊次君) 松永主計官が見えております。

○田中一君 じゃ、こつちへ来て下さい。

同じようにこれも三十三年度は四分の三だと、こうきめておるのです。これはどういふ思想から出てるのか、伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) この補助率並びに負担金の問題については、すでに道路整備緊急五カ年計画遂行に当りまして、いろいろ御質疑があつたことに答へた通りでございます。これは私の癖ではございません。この前御説明申し上げましたように、これ

は一応公共事業に対する補助金の特例に關する法律が、三十三年までの期限立法でありますので、本年はそれによつて、で自後の問題は先般御説明申し上げましたごとくに、地方財政の状況と関連いたしまして、これは建設省のみならず、公共事業の特例が適用されておる各省と財政当局、地方自治体との全体の勘案のもとにこれは三十四年度からきめると、こういう思想の結果、こういう形式になつたのでございます。

○田中一君 そこで明年度はこの負担

といふものはどのくらいを考へておられますか。あなた自身の建設大臣として、五カ年で緊要なるものを一応整備しようとするならば、地方負担の關係もありまして、あるいは地方負担の程度の補助なり、あるいは地方負担をしようとしておるのかですね。三十四年度からの、ただその地方財政の明年度の現状から見てどう考へるのだ、という御答弁は、むしろそれも一応考へておられるところのこの事業に對しては、どういふ建設大臣としての考へ方を持つておられるか。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは今

明年度から法律をもつて別に定めるといふことになつておるのです。現在どの程度にすべきかは、ただいま田中さんから御指摘の通り、地方財政の財政能力といふものと関連がございまして、今にわかに私がどれが適当であるかといふことは、断言することが困難でございます。

○委員長(竹下豊次君) ちよつと速記とめて下さい。

【速記中止】

○委員長(竹下豊次君) 速記を始め

○内村清次君 融資を受ける場合、住宅金融公庫の貸付を受ける手続が非常にむづかしいのです。そうしてこれはおそろしく当該農民の方々では非常に難にたえないという感じを受けられると思ひますが、この法律案によつて行ふ場合には、全般的に手続を簡素化するというようなお考へがあるかどうか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) 三十二年

から初めて実施いたしました災害復興住宅の例もございまして、簡素化したします手続について、公庫としてもだいたいふなれてきております。この関連住宅と災害復興住宅の急ぐ度合いにつきましましては、相当似た場合もあらうと存じます。極力簡素化しますように、指示もいたす予定であります。また公庫においても現在さう考へております。

○内村清次君 これはまず市町村に融資のワクをきめて、そしてやるという一般的な災害を受けた人から順次順番を待つ、あるいは予算がそれに該当しない場合のときは先送りになる、というよりな方法をとられるのか。

○政府委員(植田俊雄君) 地すべり関連の住宅はすべて関連事業計画に入つて参るわけでございます。必ずしも市町村別に割り当てする必要もなからうかと存じます。戸数におきましては、御承知の通り、災害復興住宅と合せまして十億のワクをもつておる。そのワクの中でできることでございまして、初めからワクをきめて、ワクをしぼつ

てその分しか認めない、緊要と認めるときにそれを押えるといふことは、よほどの事態がございまして、公庫の予算が不足するといふことがありますが、あるいはさういふことがあるかも知れませんが、現在のところはさういふことをしなくても御要望には応じられると思ひます。

○田中一君 今の内村君の質問に關連

するのです。これはむづん住宅金融公庫法の建前から、個人に特定融資ができないことになつております。災害住宅ならばいざしらず、たとえば危険を予想されるから立ちのきをするといふ場合に、これは災害じゃないので、災害を予想するといふ見地からいふ場合は、さういふ場合には特定融資といふことは考へられませんか。これは住宅局長に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまのような問題もございまして、今回のこの法律にこの規定を入れていただきまして、いわゆる公募という方式じゃなくて、地すべり関連事業計画によつて移動される人に融資する前を開いておるわけでございます。

○田中一君 その精神はこの法律の制定によつてはつきりと確立した。これに對しては、これは松永君の方じゃないと思ひますが、まあ一つあなたにお聞きしたいのですが、あなた責任をもつて答弁して下さい。これは特定入居という、この法律で制定された対象とは同意をしておるわけですね。

○説明員(松永勇君) さうでございます。

○田中一君 そこでこの法律案がなぜ出てきたかといふことは、御承知のよ

うに、昨年の佐賀県等におけるところの大災害から、本来ならばさうした姿でなくて、別の方法でもできるのだけれども、当面あるところの重要な災害を予想されるものがあるから、これをやろうといふことになつたのでしようけれども、昨年佐賀県等であつた災害を受けた人たちに對する特別の融資といふことは、この法律制定のときには考へられなかったか。それとも考へられないでおつたか。

○政府委員(植田俊雄君) 昨年の災害

にかんがみまして、さういふ制度を新たに設けたわけでございます。この適用を受けますものはこの法律施行以後の、従ひまして関連事業計画ができました以後の人たちでございます。

○田中一君 佐賀県下において発生したところの、災害を受けた住宅戸数は約四十戸ある。それに対しては佐賀県が条例をもつて特別融資の道をほかつて、現在とりあえず取容してあります。そこで公営住宅の方ではこれまで災害住宅として応急の措置ができましたが、それがおそろしく足らずしてやむを得ず融資の措置をとつたものであらうと思ひます。しかしこれも現に計画建売り住宅という方式をとつております。住宅金融公庫の融資方法として、ここでやはり大蔵省が同意を表するならば、少くとも他から融資を受けて借りてゐる罹災者に対して、昨年の災害の罹災者ですね、大蔵大臣が同意を示すならば、これはいつごろできたものかは判然しませんが、了解を受けるならば融資の道があるのではないかとさう考へるのです。今までも私はさういふ事例があつたもの

と記憶しているのですが、松永さん、そういうことお聞き及びありませんか。

○説明員(松永勇君) こういう業務の監督は建設省がやっているのであります。私の方は予算措置を講じているだけでございまして、建設省の方から……。

○田中一君 これは松永さんに質問するのはちょっと筋違いかもしれませんけれども、銀行局の特別金融課が大体融資に対する特定入居等の同意を、この窓口として同意をすれば特定融資というところは可能になるようになっておらずです。そこでそういう昨年度の災害を受けて、本年度一応新築した罹災者に対して、おそらく大蔵大臣が了承を与えるならば、これは融資の道があると思うのです。そういう事例は過去にもあったものと私は記憶しておるのですが、その点はどうか。

○政府委員(植田俊雄君) 私もそれだけの特に研究をしたわけでもございせんが、ただいま係から聞きまして過去においてはその事例はなかったようでございます。

○田中一君 過去においてそういう事例がなかったら、新例を開くことも災害被災者に対する思いやりだと思ふのです。もしも強いて言うならば、住宅金融公庫の融資というものは、たとえ熊本県下にあつたところの水害の時期にも、特定融資をした例はあると思ふのです。これはむしろ最初から何村の何の太郎兵衛という名前ではなくて、今、内村さんと言つておるうちに、その村に何戸分という割当をした例は私はあると思ふのです。従つてそういう措置を、当時はこの法律がなかったか

らできないというならば、特別にそういう措置をとつても、一向に精神としては差しつかえなからうと思ふのです。この点はどうか。

○政府委員(植田俊雄君) ただいまの問題は私どももそういうふうな問題に思ふ問題でございまして、どういふふうに住宅融資をするかという問題は、関連事業計画によつてきまつて参るものでございまして、関連事業計画のきめ方いかんによりましては、ただいまお話のようなことの幾分かは、あるいは実現できることもあろうかと思つております。またそういう際におきましては、私どももあまり固いことを言わないで、この移転計画に協力できるようにいたしたいと思つておるわけでございます。

○田中一君 そうしますと、三十二年度の山くずれによるところの罹災者に対しては、そういう融資の道をこれからはではある、ということ住宅局長が言明したように僕は理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(植田俊雄君) これはただいま田中先生のおっしゃいましたように、すでに罹災した者に対してこの措置を講ずるといふ趣旨ではございまして、今後その地すべり地帯につきまして、関連事業計画に含まれた範囲においてはできるものもあるであらうと、こういう意味で申しておるのでございませう。

○田中一君 だからその精神を広く及ぼすために大蔵大臣が了承すればいいのです、これ。

○政府委員(植田俊雄君) 住宅金融公庫は建設省と大蔵省との共管でございまして、これは両者の意見が一致しま

せんと、公庫のそういう運営ができません。大蔵省の担当の銀行局の方ではございせんが、大蔵省の主計局の松永主計官もお出ででございますので、その趣旨はおわかり願つたろうと思ひますが、この点につきましての明確な答弁は、具体的な事案に当りまして、両省の協議を見まさんと、申し上げることができないような事情でございませう。

○田中一君 その事件を知つておるのは、災害の事件を知つておるのは建設省だといふことは今、松永さんも言つたように明らかなんです。従つて事態を知つておるあなたの方でせうしたいという意欲がなくては、だれが大蔵省は自分の方からあちらのものに融資したかどうか、といつて発議するはずがないのです。従つて発議するのは建設省であらうと思ふのです。だからあなたの方で発議して、そういう案を話しかけるという意欲を示さなければ、決して向うからくるものじゃないのです。そこで住宅局長はどういう話し合いを持ちかける、という点を伺つてい

○政府委員(植田俊雄君) 私どももいたしましては、法律で定められた範囲内では大蔵省と話し合ふことはできないわけではございませう。その法律の定められておるのは関連事業計画でございませう。関連事業計画のきまりに合はざる限りは、そういうものも含まれることがあり得るだらう、こういうことを申し上げておるわけではございませう。従ひまして法律で許されてないことをやるように大蔵省に発議するといふようなことにつきましては、この席ではお答えが困難なわけではござい

ます。

○田中一君 法律の拡大解釈をしてもできない、という根拠を一つ明らかにして下さい。条文について。

○政府委員(植田俊雄君) 住宅金融公庫の融資は、住宅を新築いたします場合に融資するわけではございませう。そういう意味から申しますと、あるいは私の誤解かもしれませんが、すでに建つてゐるものの肩がわりというふうなことになるものと、公庫の業務の範囲外じやなからうか、こういうふうに考へておるわけではございませう。

○田中一君 いや危険を予想するものと、従つてその関連した区域といふことになるでせう。これも法律で立ちのくといふことをいへば立ちのくさざるを得ないわけなんですね、この法律では、従つてそういう形で立ちのくといふものはあるならば、それに対する融資は災害を受けたものと同様とみなすという建前ならば、災害を受けたものと同様と、それはむしろ新築でもなくでもない、新築なんですね。それをふして家がなくなつたことになるのですから、新しく移転して作るという費用ぐらひは融資の道があると思ふのです。それが法律的にできないといふ根拠を示してほしいのです。また委員会の席上でそういうことを聞かれちゃ困るというなら、あとでお伺ひしてよく御相談してもいいと思ふのですが、そのくらのことはしなれば、危険を間近に予知することもあれば、十年あるのです。それでもそういう危険な所には一日もいない方が安心して生業が営めるのです。だからいち早く退去するといふ道も開かれると思ふ。こと

に現にもうこの法律を制定する前に引越したものを、引越したというか、新築をして移したものに對しても、私は建設大臣と大蔵大臣の話し合いでできるものだと理解しておるのです。それは法律的に、どこにそのうでできない意味があるかを示していただきたい。

○政府委員(植田俊雄君) 私、法律的根拠を今手元に持つておりませんので申し上げません。従来とも、金融公庫は金を貸すことによつて、初めて借主が建築主たる建前ではございまして、すでに他から金を借りておりましたのを、あとで公庫に肩がわりするといふ例は、御承知の計画立売住宅でございませう。こういうものは初めからそういう形式をやつておるものでございませう。従ひましてすでに建つてゐるものに対しては、公庫から五分五厘の金を貸して、そしてその金を元金を借りておつた借主に対して、返還せしめるというところでございませう。公庫法の従来の運用とも相当違つてくるのじやないか、というふうに私申し上げておるわけではございませう。この点は法律論をいたしましては、なかなかこの席ではお答えいたしましては、なかなかございませうので、御趣旨の点は十分承知いたしておりますので、今後の運用なり実施に当りますので、研究問題といたしまして、十分留意していくことにいたします。

○田中一君 建売住宅といふものに対して融資も行なつておるのです。これは請負人であらうと電鉄会社であらうと、自己資金で一応家を建てた、その家をほしいという者があつた場合に初めて、電鉄会社並びに建築者には貸さぬけ

れども、それを買い取ろうといった者に対しては、そこからあらためて融資されるという道が開かれてあるわけなんです。ちつとも変りないと思うのです、今の。現にあるものを、現にあるものといえ、それが住宅金融公庫の事業計画書その他によつて基準に合致し、というのならこれは別の意味がありますけれども、家を建てて、それを買い取る場合に融資を申し入れれば、住宅金融公庫はその家を買ひ取る人間に対して、融資をするという制度が現にあるわけなんです。そのケースとちつとも変りぬと思うのです。わきから金を借りて建てた、それを今度住宅金融公庫に借りかえるということ、ちつとも変りないと思うのです。

○委員長(竹下登次君) ちよつと申し上げます。大蔵省の特別金融課長磯江君が出席されました。

○田中一君 ではあなたが来たからもう一ぺん言いますが、現在住宅金融公庫では建売住宅の制度をやっております。請負人とかあるいは電鉄会社が自己資金で家を建てて、いいですか、そうしてその家を買ひたいという者を募集する、募集に応じて適当な人が、それも融資の対象となる国民が申し込みする、それで売買契約が成立する、しかしその金は自己資金でない、住宅金融公庫の制度と同じです、二割五分なら二割五分の自己資金をもつてその家を買ひ、残りの七割五分に対しては十八年なりあるいは二十五年なりで、住宅金融公庫の融資として月賦で返していく。建築した資金といふのは、土地分も含めて、家を建てたところの建築屋なりあるいは電鉄会社の方に、一括払いをするという方式を現

在とつております。従つて三十二年度の災害で、佐賀県下において危険を察知してあるいは県の一のこの地すべり法案はその当時はない、なかつたけれども、同じように危険を感じて県が移転を命じたという場合に、今の建売住宅と同じようなケースで融資をする道があつてしかるべきだと思ふのです。その道を特別金融課が窓口となつて、大蔵大臣が了承すれば、その道があると思ふのです。そこで、今ここでその条を調べて、そういう道はございませんという答弁は聞きたくありませんから……。そういう道があるということはあなた方御了承になつていふと思ひますから、特別にそういう措置をとるのが望ましいということをお願い申し上げますが、それに對して特別金融課長はどういう御答弁ですか。ただ、今そういうことは法律上できませんんというところと聞きます。

○説明員(磯江重泰君) 住宅金融公庫から融資いたします場合には、これは住宅に困つてゐる国民大衆がほしが金が無い、こういう場合に財政資金でこれに融資の方法をやるという趣旨でございます。従ひまして家をこれから建てようという場合に、それに必要な資金を——あるいは先ほどおつしやつた、すでに建つておるものを買ひたいという場合もあるかもしれませんが、そういう場合にその資金を財政資金をもつて住宅公庫からつづけるという趣旨でございますので、従ひましてただいまお話の点につきましては、いろいろ研究すべき点はあるかと思ひます。現実に個々の場合につきましても果してそういうふうな実態で

あるのかどうか、家がすでに自己資金なり他の金融機関から借りた金で建つてしまつておる、そういう場合に、果して、住宅金融公庫の方から金を融資するといふ、本来の趣旨に合致するのかがどうか、というふうな点につきましても若干疑問があるのじやないかと、こう考えるわけでございます。そういう点につきましても、なお実態につきましても建設省の方の御意見などを伺ひまして、よく研究したいと思ひます。

○田中一君 事実住宅金融公庫は災害地等には優先融資をしておる、それから公営住宅をも予算の優先配分をやつておる。ことにこの法律が制定されますと、災害を受けるであらうという区域の者が、自分の意思によらずして、一應立ちのかれた方が無事だと言われれば立ちのかがざるを得ない。その金はだれが出すとも、本人の意思ではない。やはり五分五厘という低利国家融資の方が利益があるのですから、誰から借りようとして何しよう、その安い利子の金を借りて、自分の建てた家を月賦で払うという方が利益なんです。やむを得ないから高い金利の金を使つておる場合もあるのです。しかし前段に言つたように建売住宅という制度があるのです。これは本人は自分で金を持つていないから、一つの営利団体が融資をして建てて、自分のものにする場合には、住宅金融公庫からあらためてその個人に対して融資をされ、融資された金に自己資金二割五分を含めた全額を払つて自分のものにす、という制度があるのです。今まで借金しておつたところの、借金なら借金でもかまいません、融資を受けて

おつたところの人間が全額返せ、こゝういふ約束じゃないか、住宅金融公庫から借りたら返すという約束じゃないか、と追及されておる四十戸といふものに対しては、当然そういう措置をとるべきが、建売住宅の例からいつてもあり得るのじやないか、といつておるのですから、その点は十分御検討願つて、もしも駄目だとなつて、今度五、六年来地元じやこゝういふ法律を作つてくれ、と言つていにかかわらずできなかった、というのは政府の責任です、これは議員提案じやない政府提案ですから、ですからそういう措置は私は大した法律違反じやないかと思ひますが、ただ建設省は何と考へて融資をする方向に向かうといふ意欲を示さなければ、大蔵省としてもそれに対して同意をしないであらうと思ひますから、この点は十分検討していただきたい。そしてたかだか四、五十戸の問題でありますから、そういう点に対する措置を、その今の住宅金融公庫の法律の精神からいつても、地すべり法案の精神からいつても、そういうものには優先融資をできるのだ、という解釈をするように御努力をお願いしたいと思ふのです。それに対する心がまえを両方、建設省と……。

○政府委員(橋田俊雄君) 田中先生のお話になりました趣旨は先ほどから十分承知いたしております、それは望ましいことではございますけれども、しかしこれはただいまここに特金課長もお見えになつておりますが、この席で結論を申し上げまして、できるできぬとはつきり申し上げるべきものでもなからうかと存じます。これだけ並びまして趣旨も十分承わつておりますので、その点につきましては十分今後研究する余地をお残し願ひまして、御趣旨の点を十分承わつたということで御了承願ひたいと思ひます。

○田中一君 了承いたしました。どうか愛情ある措置をとつていただけるようにお願ひ申し上げます。

○松岡平市君 ちよつと関連して。田中委員から、おそらく佐賀県以外にはこゝういふ実例はないので、このことについて、この法案がこの本委員会でも決定される直前に、お話を願つて、私は実は佐賀県で、この法案をぜひ作つてもらいたいといふことに数年来努力してきた者の一人として、また特に佐賀県ではこの法律の成立を待つことができなかった。御承知のように、毎年地すべりに悩まされ、昨年度においては相当大きな被害もあつた。人も死にました。そこでやむを得ずして、佐賀県では県条例を作つて、そうしてこの法律を待たずに、県条例で市町村と利子補給の分担を定めて、そして勧奨して立ちのきをさせた。ところが、今させる計画で、それがまだ遂行されないものも相当ある。してしまつたものもある。ところが、よりやくにして数日のうちに地すべり等防止法案というのができる。できるといふと、この法律によつて初めて住宅金融公庫が相当低利の金を融通してやる。ところが、この法律を待たずして昨年度において、この法律が実施される前に、それぞれの市町村で勧奨して、すでに移転をさしてしまつたものは、相当高い金利の金を借りて、そうして県並びにそゝうい

移転住宅を持つておった市町村が、金利をそれぞれこれから相当長い間にわたって負担をする、こういう事実が生じておるわけだ。勸奨しろといつて県が追つたところでも、市町村でまだやらなかつた所がある。それから、これからの間に、金額はわずかですけれども、高い金利の補給を負担しなければならぬ。ぐずぐずしておつた者はこの法律の恩典に浴して、一年間早くやつたといふことのために、これはまあ金利はわずかであつたにしても損しておる。そういう事態は非常に望ましくないと、思います。田中委員が今繰り返されたことも、そういうことを非常に気にされておるのだと思う。ところが、法律の上では、これは何か修正をしなければ、おつしやる通り、少くとも法律の解釈は、四十七条で、あなたが、いやそれは住宅金融公庫が貸せまうといふことをおつしやるわけには、私もいかぬと思ひます。しかしながら、この法律をそれなら修正すれば一番よろしい。私はこの金額の多寡とか、あるいは影響する所が佐賀県のみでないといふことであれば、この委員会の委員として、この法律の修正も私はお願いして決して不当だとは思ひません。しかしながら、これに關する所は、ほかにはそういう県条例のある所はありまじから、佐賀県だけである。そうして、その範囲はきわめて狭いにもかかわらず、この段階で法律の修正等をしていただくといふことは、大へん委員会にも迷惑だし、またせつかつくといふ法案を作つて下さつた政府に対しても相済みぬと考えますから、法律の修正等のことについて

て発議いたしません。がしかし、今申しましたようなことにつきましては、もし行政措置で何らかの措置が講じ得られるものなら講じていただかないと、今言うように、こういう危険防止というふうなことを、県の勸奨に依つて早くやつた者は損をする、ぐずぐずしておつた者はもうかる、こういうこの法案の出た時期によつて、大へんおかしな結果を生ずる、こういうことだけは一つ行政当局として御勘案になつて、もしこれが住宅金融公庫でいかなければいかないうちに、ほかに措置の方法は幾らでもあるのです。これは建設省で、こういうことについては、何とかこれを救済してやろうと思ひば、もしやる方法があつた方ではないとおつしやるれば、ある道を今私の方で提示してもつておつたのです、あるはずですから……。必ずしもこの法律の住宅金融公庫の融資というだけで片づけられず、そういう問題については、ぜひ行政当局として、わずかなことでありまじけれども、氣を使つていただきたい。せつかつくの中議員の好意のある御発言に、地元議員として、私からも重ねてお願いを申し上げておきます。別段の答弁は要りません。

○内村清次君 地すべり及びほた山崩壊防止施設を、公共土木施設災害復旧国庫負担法の適用から除外した、という理由はどこにありますか。
○政府委員(山本三郎君) これらにつきましても、浸流等において行つたものには、砂防法の設備、あるいは森林法の設備にいたしまして、公共土木の施設災害復旧の対象としたし、たいというふうに考へております。

○内村清次君 そりしますと、砂防法及び森林法の指定地に施設した砂防設備、保安設備と、さらに本法案によつて防止区域の指定をして施設する場合と、重複するところの指定地域が約一〇%ある、この聞いておるのですか。
○政府委員(山本三郎君) 現在建設省で砂防指定地に指定をしておりますのが、面積にいたしまして約六十万町歩くらいあります。その中に含まれております地すべりの指定しようとする面積は、一万町歩くらいでわずかなものでございまして、これは将来、農林省の林野関係は別でございまして、砂防指定地として指定が考えられる面積は、現在指定しておる部分の約七、八倍の面積を指定しなければならぬといふことに相なりまして、その中に約八万町歩くらいが地すべりの面積として含まれるといふことに相なります。

○内村清次君 そこで、ただいま申しましたように、砂防法及び森林法の指定施設、それと今度本法によるところの指定地域の施設、それからさらに国庫負担法の適用を受けた事業の施行が、三つ併用されていくという場合のときに、本法案による施設が災害を受け、そうして破損しても、復旧工事にはならない、こういうようなことになつてきますと、私は、第一の目的にいつておきます。国土保全及び民生の安定に反する措置ではないかと思はれるのですが、その点はどうか考へておられますか。
○政府委員(山本三郎君) 先ほども御説明申し上げましたように、砂防指定地と地すべりの地域との重なつておる部分につきまして、地すべり工事で行つた工作物のうち、砂防にも役立つといふようなものは、砂防法の施設にいたしまして、災害復旧の対象にいたしました。従ひまして、そういうような民生あるいは公共の利害に、密接な関係のあるような施設は、国庫負担の対象になりますから、災害を受けた場合は復旧できるということでござい

○内村清次君 それから、第十八条の有害な行為の制限の中に、地下水及び地表水を誘致し、停滞させる行為については許可を得る、こういう規定がありますが、地下水及び地表水を誘致し、停滞させる行為とは、一体どういう行為をいうのか、その点はどうか。
○政府委員(山本三郎君) これは具体的に申し上げますと、地すべり地帯の付近に水路を作つたり、あるいは池を作つたりいたしまして、それが水を導きまして、地下に浸透させるような傾向をもたらしめるものを指しておるわけでございます。これをいたしますと、絶えず滑動面の水分がふえまして、地すべりを助長するといふおそれがあるわけでございます。それらを指しておるわけでございます。

○内村清次君 軽微な行為といふのは、政令によつて除くことになつておるようですが、水田及び植林です、ね、こういう地下水及び地表水を必要とする行為は、これは許可いたしますか。
○政府委員(山本三郎君) 第十八条の第一項の一号に、「(政令で定める軽微な行為を除く。)」といふことがありますが、この政令では、井戸を掘つたり、あるいは生活のための飲用のための水を引いてくるというふうな小規模のものは、除外しようといふように考へております。また第二号に、「地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為」といふのがございまして、ここでも「(政令で定める軽微な行為を除く。)」といふことがありますが、この政令では、やはり散水いたしましたり、田地への放流とか、あるいはたんぼの貯溜というふうなもので、影響のないものは除外するといふふうに考へております。

○内村清次君 そこで一般に地すべり地域といふのは、山間の耕地にいたしましては、農作物が非常にできがよい、ことに茎葉を目的とする作物がよく成育する、豊稔地が多いわけですが、従つて水田等に利用されておるとこの地域が非常に多いわけですね。森林もよく造成される、こういうような地帯に地下水及び地表水を誘致して、停滞させる、そういう行為といふのは、一体軽微な行為といわれるかどうか。この点の判断は、どういふふうにお考へですか。
○政府委員(山本三郎君) 地すべり地帯と申しましても、一がいに水を全然そこへためてはいかぬといふようなことではございまして、地質の状況によつていろいろ考へなければいけません。そして、そこに住んでおる方々が自分の生活のために、どうしても必要なるものを、これで一々許可にからしめるといふようなことは、非常に繁雑でございまして、またそれが有害でないものも一々許可を受けるというところではないけれども、そういう許可を受けなくていいものは、規定しようといふことで

でございます。できるだけそこに生活していける方が、毎日今までもやっていたように、あるいは毎日必要など等につきましましては、有害とはつきり判定できるもの以外は、一つ許可を受けられないようにしようということでございます。

○内村清次君 問題は、この条項はあとに罰則条項がありますね、十八条でですね。そこで平素の慣行というのが非常に規制されて、それが直ちに罰則条項の中に入つて、罰を食ふというようになつて参りますと、私は住民にはさらに不安があるだろうと思ひますが、この点は十分解釈を浸透させてもらわぬといふかと思ひますが、この点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(山本三郎君) 今の点につきましては、十分気をつけなければならぬ問題でございます。政令で定めるわけでございますから、関係者とよく相談いたしまして、御趣旨に沿うようにいたしたいといふふうに考えております。

○松岡平市君 ちょっと私は聞きたいのだが、せっかくこうして地すべり等防止法という、相当国費の要る法案が出ているのですが、鉱業法、各種の鉱業権との競合といふことについて、何にも法律の上で考えていらつしやらないのだが、現実はこの地すべり地帯で、鉱業権があつて地下を掘る、こういうものについて、この問題だけでなく、御承知のように現在鉱害といふようなもので、八幡市のあの重工業の大工場地帯の下を、石炭を掘るというふうなことで、大きな問題にもなつてゐるのです。片方でこうして地すべりを防止するといふことで、新しく立法をし

て国費を注ぎ込む、その危険防止、地すべりの助長誘発といふことに相当な影響があると考えられる。鉱業権に基づいて石炭を掘る、他の鉱物を発掘するといふようなものとの競合といふことが、これに対してどういふふうにお考えおられるか。幸ひ建設大臣がおいでになつたのですが、これは容易ならぬことだと思ふのです。片方で防止しなければならぬ、片方で穴を掘つてど

んどん地すべりを助長する。佐賀県の例などを見ますと、相当に地すべりの誘発促進にこれが関係ある、と思ふ事例がたぐさあるわけでありまして、これは一体どういふふうにお考えいらつしやるか、一つこの機会に……。

○国務大臣(根本龍太郎君) この問題ははずいぶんやかましく言われて、十分検討いたしまして、鉱業権に基づく坑道の開発が地すべりを誘発するといふ場合においては、この規定が適用されるといふふうに、意見の一致を見ております。なおまたこのほた山は、今後鉱業権者が不明になつてゐるものについてだけ、これを適用するのでありますから、今後も従来の経緯から見ても、いふことが絶無とはいへないのではな

いか。これに対する規制も十分しておかなければならないといふ御意見がありました。これは通産省におきまして、十分に監視して絶対にさういふようなことのないようにする、といふ建前になつておるわけでありまして。詳しいことは事務当局からさらに御説明をさせます。

○政府委員(山本三郎君) その点他の委員会でも問題に相なりまして、十八条の解釈の問題でございますが、ここには十八条の行為制限の問題は、地すべりを助長する問題につきまして、す

べてを掘つておるわけでございますが、ただ先ほど申し上げましたように、影響のないようなものは政令で除外しようといふことに相なつておりますが、これは法制局と通産省との意見が一致しておりまして、地すべりに影響あるような地下の掘り等も、有害と認められるものにつきましては、もちろん都道府県知事の許可を受けなければならぬといふことに意見が一致しております。

○松岡平市君 そうすると、それは鉱業権を都道府県知事の許可だけで制限できますか。

○政府委員(山本三郎君) 現在ありますもので、許可を受けて鉱業権をやつてゐるものは、十九条の経過措置で、一応十八条の許可を受けたものとみなしておりますが、それらのものも二十一条によりまして、地すべりの防止に著しく支障が生じたときには、これに必要な施設をし、あるいは原状回復を命ずることができるといふふうに二十一条で規定しております。

○松岡平市君 そうすると、その部分には、この十八条の五でいふのでござい

ますか。今、私は、建設大臣が通産大臣と話し合ひの上で、何らかの鉱業権を、実際に発動、行使できないようにする、こ

ういふふうな御話し合ひであつたか、この法律の上から鉱業権を制限できるという解釈のようです、あなたのお話では、そうなる、これははつきり聞いておかぬと、その十八条のど

れで、地方長官の許可で、鉱業権を制限できる、といふこと、これはちよつと私はおかしいと思ふのだが、そのこと

は、どういふことでしょうか。○政府委員(山本三郎君) 地すべり防

止区域内におきまして、地すべりを助長するようないふ事は、原形を復旧させ

たり、あるいは必要施設をせざるわけでございます。鉱業権を停止するといふことは直接関係して参りません。それでは条文上どこでできるかといふことでございますが、第十八条の第一項の第一号で「地下水を誘致し、又は停滯させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為」といふことに相なつておりまして、御承知のように地すべりは地下水がおもな原因でございまして、これを増加したりいたしますと、地すべりの原因となりますので、これに該当するといふことに相なるわけでございます。

○田中一君 付帯工事に対する費用の負担の問題ですが、これは個人負担、市町村負担、都道府県負担といふこと、これは受益者負担という形になつておりますけれども、この負担のきめ方は、

どういふきめ方をするわけですか。○政府委員(山本三郎君) 国と県との負担区分につきましては、二十九条あるいは二十八条にきめてござい

ます。そのほかに受益都府県の分担金といふものが三十条に掲げてござい

ます。これは一つの県内でやりました地すべり工事が、他の府県に利益を及ぼすといふ場合の受益負担の規定でござい

まして、これは、他の法令におきましても、一つの県におきましてやつた工事が、他の府県に利益を及ぼすとい

ふ場合には、こ

ういふ規定があるわけ

でございます。政令で手続とか基準とか、徴収の方法等を定めるつもりで

ござい

ます。○田中一君 どういふきめ方をしようとして

いますか。○政府委員(山本三郎君) 従来の砂防

法等でやつております方法を大体踏襲したいと思ひますが、その地すべり

工事をやつたために生ずる下流の受益の割合を勘案いたしまして、結局それ

をやつたために、たとえば川がそれだけ埋まらないで済むといふような場合

のことが考えられますが、そのためにど

れだけのはんらん面積が防げるとい

ふようなことを基準といたしまして、その受益の割合で分担率をきめていく

といふふうにお考えしております。

○田中一君 ほた山に対しては、どういふことにな

りますか。○政府委員(山本三郎君) ほた山につ

いても、その条項を準用いたしており

ますので、同じ方法を用いたいとい

ふに考えております。

○田中一君 この法律では、鉱業権を

持つておる者にはむろん及ばないの

でありますけれども、鉱業権を持つて

いる者が、鉱山保安法によつて、自分の

資金で地すべり等防止法案と同じよう

な施工をした場合、また関連事業計画

といふものを作つてやつた場合、同じ

く受益者負担を徴収することができ

ますか。同時にまたそれが、市町村ある

いは都道府県といふものにも、関連事

業の受益があつたとするならば、徴収

は可能ですか。○政府委員(山本三郎君) 鉱業権者の

当然処置すべきほた山の対策につきま

しては、この法律では考へていないわ

けでござい

ますので、当然、鉱業権者

が鉱山保安法によりまして措置すべき

問題でござい

ますので、地方分担等

あるいは受益者分担等は、もちろんこの

問題でござい

法律の対象としていないものでござい
ますから、規定してはございません。

○田中一君 鉱業権者が自己所有のぼ
た山に対する防止施設を行なう場合、や
はり関連事業計画を策定しなければ、
不可能であるということになります
と、むろんこれは市町村なり都道府県
なりに相談してその策定ができたと思
うのです。鉱業権者に及ぶ責任範囲と
いうものは、ぼた山ならぼた山それ一
つの問題になります。それだけでは真
にぼた山から受けるところの災害とい
うものが守れないという場合には、や
はり関連事業計画を立ててやるという
こともあり得ると思うのです。その際
には、またそうしなければならぬ場
合、これは御承知のように、鉱業権者
の及ぼすところは関連事業にまで及ぶ
というふうな言い方をしているもの
か、鉱業権者の場合、鉱業権を持って
おる者は、この法律の対象となるもの
は、関連事業計画をもって、これは完全
なものということを自認にしていると思
います。鉱業権者は、自分の持つて
いるぼた山というものについては、責
任があるけれども、ぼた山だけを守つ
ても、関連事業計画が策定されなけれ
ば、完全にはぼた山の災害防止になら
ないというぼた山のあった場合に、こ
れは当然この法律と同じような関連事
業計画を持たなければ、完全な防止がで
きないということになるわけですね。そ
の際には、通産省は、この法律では、そ
れは鉱山保安法で、向うの法律でやる
のであるから仕事はないと言われけ
ど、それでは真の災害の防止にはなら
ぬわけですね。従つて、この法律制定に
当つての考え方は、関連付帯事業とい
うものは、鉱業権者の所有する山に対

しては及ばないでいいのだ、という前
提に立つてのものか、その点はどうか考
えますか。鉱山保安法にもはつきり
と、関連事業計画を立てて、完全なる
防止をするように規制ができておるか
どうか、これは規制ができておらぬと
思ふのです。自分の所管だけければ
いいのだというところでは災害は守れる
ものではない。

○政府委員(山本三郎君) ぼた山鉱業
権者の当然やるべきものは、この法律
には含まれておりませんが、このほか
にも具体的な例をいたしましては、ぼ
た山がくずれまして人家が被害を受け
たり、あるいは炭住等が被害を受けた
というふうな例がございします。ぼ
た山に対しては、鉱山保安法の施設をやる
と同時に、下にある家等の移転等は必
要だというふうに考える場合もあると
思ひますので、それらはやはり鉱業権
者が含めて考えるべき問題でありまし
て、どうしてもぼた山が完全にとらな
ないというふうな場合には、そういうふう
な方法も考えなければならぬ問題では
ないかというふうに考えております。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、
今河川局長の答弁を聞きますと、これ
はむろん河川局としては、この法律に
きめられた対象だけが事業の範囲であ
る、ということでは当然でありますけれ
ども、先般来の、この法律案の審議に
当つての、私ばかりではございませ
ん、同僚の委員の諸君も、同じように
放置されておる、放置されておるとい
うのはこの法律のちから外にある対象、
すなわち鉱山保安法によつてその防止
をしなければならぬと言われておるぼ
た山に対して、同じような、この法律
で盛り込んでおりますような数々の条

件を与えるように、通産大臣との話し
合いは済んでおるのかどうか、その点
を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申
上げます。ぼた山に關しまして、現
実に鉱業権者がありますれば、当然こ
のぼた山が崩壊することを防ぐ措置
が、これは義務づけられておると思ひ
ます。従ひまして、この法律のちから外
になつておるものであります。もし、
さようなぼた山がくずれてきたため
に、他に公共の被害が起るといふよう
な危険がありますれば、当然これは通
産省におきましてその防止の措置を命
ずる。あるいはまた行政上、この前提
に立つてこの法律ができておりますの
で、そのように通産省関係で処置して
いく、こういう前提に立つておるわけ
でございします。

○田中一君 根本建設大臣は当然この
法律による対象範囲のことだけを言つ
ておるのですが、この際通産大臣に來
ていただいて、通産大臣がこの法律制
定に當つて、この対象外にあるところ
の鉱業権を持つておるものに、義務づ
けられておるところのぼた山の、山く
ずれ等の防止に対する言明を聞きたい
と思ひます。従つて通産大臣を直ち
にお呼び願ひたいと思ひます。

○委員(長竹下豊次君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕

○委員(長竹下豊次君) 速記を始めて
下さい。

○田中一君 先ほど河川局長に伺つた
受託者負担の問題ですけれども、むろ
ん、関連事業計画といふものははつき
りと公示して、関係者の承認という
か、納得のもとに行ふものだと思うの

ですが、もしもそうきめても、自分の
ところはその危険を感じないから除外
せよ、ということをおっしゃる機会とい
うものは、この条文じゃないように思
うのですが、これは民法上の規定でそれ
を準用すればいいのだ、という解釈の
もとに立つておるのかどうか。

○政府委員(山本三郎君) その点の心
配もございします。都道府県知事が
主務省令で定めるところによりまし
て、「次の各号に掲げる事項を記載し
た計画の概要を作成し、地すべり防止
区域の存する市町村の長にこれを提
示」する、ですから、概要といふもの
は、都道府県知事が作りまして市町村
長に提示いたしまして、それをもとに
いたしまして市町村長が、市町村にお
ける関連事業計画を作成するといふこ
とでございまして、都道府県知事はそ
れらの計画を指導する建前になつてお
ります。

○田中一君 もしも自分がその計画の
中に入らぬや困るといふ、異議の申
し立てがあつた場合には、どういふ措
置をとりますか。

○政府委員(山本三郎君) 先ほどの御
説明で、もう少し追加いたしますと、
「市町村長は、当該計画に係る事項
に利害関係を有する者又はこれらの者
の組織する団体の意見を聞かなければ
ならない。」ということになつており
まして、意見をよく市町村長は聞い
て、関連事業計画を立てるということ
になつておりますが、さて今おつしや
るうちに、自分の所は危険じゃないと
言われた場合に、どうするかといふこ
とでございしますが、その点に対する強
制的な処置はございせんが、都道府
県知事は市町村長に勧告をするし、市

町村長もそういう建前に立ちまして、
利害関係者の意見を聞くわけござい
ますので、しかしどうしても自分は危
険じゃないとおつしやることになりま
すと、この計画に入れませんしても移
転しないといふことに相なるわけござ
いますので、できるだけそれは危険の
者は入つてもらうようにしなければな
らぬわけございしますが、反対である
者を入れても移転しない、ということ
になるわけございします。結果とし
てはやはり、どうしても移る意思の
ない者は、自分の生命財産が危険で
あつても移らないといふことでござ
いますので、どうする処置もできない
といふことでございします。

○田中一君 いやそういう場合には、
今のどうする処置もできないといふこ
とでよろしいのですか。

○政府委員(山本三郎君) それは生命
財産の危険を防止するわけございま
すので、移転していただくのがよろし
いわけで、希望するわけございしま
す。それを強制的に移転命令を出す
といふようなことになりまして、これ
はやはり個人の自由を束縛するといふ
やうなことに相なるわけございま
す。いろいろな疑義の存するところ
でございします。そういう処置にはし
なかつたわけございします。

○田中一君 該当する者に対する損害
の補償の問題は、どの程度まで補償し
ようといふ考えを持つておるか、伺
いたいですね。

○政府委員(山本三郎君) 補償という
問題でございしますが、あるいは御質問
の趣旨と違ふかと思ひますが、工事の
ため必要とするものに対しては、もち
ろん補償しなければ相なりませんし、

またその他施設のありましたものを、ほかの事業のためにその施設を移転させるような場合には、原因者に負担させるというように規定してあります。

○田中一君 この移転せよと、住宅ならば場合によつたらば、資金さえあれば移転できますけれども、田畑では移転できない場合がありますけれども、これは当然何年後にはこうなるから、これをこうせよというよりなことがあつた場合、移転を強制しないというならば、その危険というものは防止されないことになるわけですね。そういうところも野放しでいいとお考えになるのですか。

○政府委員(山本三郎君) そういうものは移転するのが望ましいわけですが、先ほど申し上げましたように、自分らの所有物でございまして、公共の目的のためにそれを制限することはできません、自分の家なりの生命を保護するために、それを強制的にやるといふことにつきましては、先ほど申し上げましたように疑義がありまゝです、それまでは考へておらない次第であります。

○田中一君 たとえば五反歩の田畑を持つてゐる、そのちやうどまん中に防止施設なんか、コンクリートなんかの工事を行う場合、これはその部分だけの補償で済むのに、五反歩全部を補償するといふ考へなのか、そういう点はどうのようにならぬか、と考へておられますか。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、工事のために必要な補償でございまして、その工事をやつたために使ひものにならないとか、ある

いはそのために減収になるとかいうふうな具体的な調査をいたしまして、正当な補償をしたいというふうに考へております。

○委員長(竹下登次君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹下登次君) 速記を始めて下さい。

○西田信一君 河川局長の御答弁、ちよつとふに落ちない点がある。先ほど田中委員の質問の「立退の指示をした場合に、指示を受けても立ちのきをする意思のない者は、処置がない」という御答弁でございしたね。私ちよつとそこで疑問に感ずるのですが、この第二十五条の「立退の指示」というのは、「地すべりにより著しい危険が切迫している」と、こういう場合に切迫している」といふ場合に、なおかつその指示に応じないという場合があり得るかどうかわかりませんが、そこでお聞きしたいのですが、そういう指示をした場合に、警察署長に連絡することになつておられますか。私は、そういう危険が生じた場合はこの法律によらなくとも、警察署長は立ちのきを命ずる権限を持つてゐると思ふ。警察署長の警察権による立ちのき命令ですね、これではこれとどういふ関係になるのですか。その点を一つ。

○政府委員(山本三郎君) 先ほど田中先生にお答へ申し上げましたのは、自分の住家の移転の問題で申し上げてゐるわけですが、これはお前の住家を移れなどという指示はしない、ということをお願いしてゐるわけですが、危険が切迫して

るときにその危険地帯に在るということは、これはその第二十五条によりまして、一時的の避難を指示するということにございします。

○西田信一君 それならはつきりいたしましたけれども、あなたのさつきの御答弁は、生命財産とお答へになつたから、生命財産ということとはちよつとおかしいのです。それならよろしいのです。

○委員長(竹下登次君) ちよつと速記をとめて。

午後四時五十九分速記中止

午後五時十二分速記開始

○委員長(竹下登次君) 速記を始めて下さい。

小笠原政務次官、小岩井鉄山保安局長がお見えになりました。

○田中一君 小笠原に伺いますが、御承知のように、地すべり等防止法案が出ておりますが、私も一番心配しておるのは、鉄業権を持つておる者が作つておるところのほた山に対して、鉄山保安法によつて、この法律と同じような精神によつて、防止施設をするといふことになつておられますけれども、現在まで無主物的なほた山があるという実情から見ると、そうしたものの防止施設、いわゆる鉄山保安法によるところの災害防止施設といふものが、不十分であつたのではないかと、この懸念を持つておられます。そこでこの法律が制定されまゝと、当然、鉄業権を持つておる者が自分の所有する山、並びに山のみならず、この法律の精神といふものは、関連する付帯計画をも立てて、そして附近の住民に対する危険を防止する、ということが主眼に

なつております。従つて、現在の鉄山保安法の政令等は、この法律と同じような形の取りきめをしておらない、という実情から見ると、この法律制定の精神と同じ形の施設をするかどうか。どういふ心組をもちて行おうとするかといふ点を聞きたいのです。同時に、法律で建設省が実施をする、あるいは農林省が実施をするという築造基準は、むろん、ほた山のそれぞれの対象について、多少の相違はあつたとしても、建設省はいやおうなしに、所有者のはつきりしないところの山は、実施するわけですから、その基準を建設省と相談し合ひながら行おうとするかどうか。同時にまた鉄山保安法によるところの政令を、建設省側が意図しておるところの築造基準と同じような形にあるかどうかという点について、通産省の責任ある答弁が伺いたいです。

○政府委員(小笠原政次君) 鉄業権者のあります山につきましては、そのほた山の崩壊の防止等につきましては、鉄山保安法、鉄山保安規則等に基づきまして、従来災害の防止に努力をして参つたのでありますが、ただいまお尋ねの第一点、地すべり防止法の成立いたしましたときに、こゝろの鉄業権者のあるほた山についてどういふ措置をするかというお話につきましては、ほた山の災害防止といふふたつな問題につきましては、極力予防措置と申しますか、危険の起らないように努力して参りたいと考へております。

第二点にその場合におきまして、従来の鉄山保安法等の法規によつて、防止措置を講じてゐるものの基準と、今の地すべり防止法案との均衡の問題

をどうするべきかというお尋ねのようでありまゝ、本法案が実施に移される場合におきましては、もちろん関係各省と連携をとりまして、その基準に均衡を失しないような基準に改めて、地すべり防止法案の趣旨をそこなわないうようにして参りたい、こゝろいふふうに考へます。

○田中一君 われわれが通例見聞してゐるところによりますと、中小炭鉱は石炭の値段が安くなりまして、山をそのまま放置して置かない。むろん労働者の生活等も顧みずして地下へもぐつたりなんかして責任をとらんとするものが、今まで数々あつたところの中小炭鉱の実態であります。そこでこの法律によつて一応五年間の保安の義務を課されておられますけれども、これらのもし地下にもぐつたという場合には、その責任の追及は対象が不明になるというところ。それからその鉄業権といふものを他に移譲してしまつて、そのほた山を築造したところの責任者が保安の能力がなくなつたという場合、通産省はどういふように措置をしようとするか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(小笠原政次君) 中小炭鉱のこれまでの実情は、お話のような点が多々あつたように思ふのであります。地すべり防止法案との関連におきまして、鉄業権のあるほた山の災害防止といふような問題につきましては、中小炭鉱面において困難な問題が一応予想される。私は率直にその考へます。

そこで中小炭鉱のそういうものに対する予防措置的な事項がやりにくい、という問題は予想されるのであります。が、これに對しましては、あらかじめいふゆる石炭の採掘のときから十分な

指導をいたしまして、そういうぼた山を放置する、ということのないように指導を行なつて参りたい、こういうふうに考へておるのであります。

○田中一君 権利を移譲して、その移譲されたものが能力がなくなつた場合は、五年間たつていよいよ法律的に保安の義務がなくなつた、というところに立ち至りますと、これはまた善意の第三者に渡つた場合には、この法律に適用されるところのぼた山になるわけです。私は、そういうことがないよう指導するといふだけでは、納得がいかないものなんです。当然私が今言っているように、それが予想されるわけなんです。これは善意な第三者として譲渡を受けた者は、その義務はございませぬ。築造した者がその責任があります。その責任も五年間に限られております。そういう場合には、そうならないように指導するといふだけでは、今までの中小炭鉱のあり方からみて万全を期することができないだらう、ということを私は予想するわけです。従つてそういうようなことが起るといふことを前提に考へた場合に、どういふ措置をとるか、こういう点です。

○政府委員(小笠公昭君) ぼた山のそういうふうな事態に對しまして、行政指導等において十分な効果が期待できないといふようなお話がございます。が、私もといたしましては、極力行政指導によりまして、ぼた山の堆積をするときに、一定の指導をするといふことによつて未然に防いでいくほかないのではないかと、こういうふうに思つておるのであります。

○田中一君 待望の法律案が今日提出された、しかしぼた山が人工山として

出現するには相当、何年あるいは数十年たつてそれらのぼた山が築造されるのだと考へておられますけれども、これからやつたのでは、今まであつたぼた山のゆくえについては、やはりこの法律に該當する山が統々発見されるのではないかと、という予想をわれわれは持つことは、決して無理ではないと思つておられます。こまかい点を伺つておると、ぼた山は、現在あるところのぼた山といふものは、これは何年かかつてできたかといふことは、私は承知しておられます。それから、そういう質問をするのですけれども、これは五年以内にそれらの山ができ上るといふことを前提とするならば、仕事を続けつづけた山ができてくるのですから、その防止設備はできると思ひますけれども、現在ある山のうちの鉱業権者が責任を回避しようとした場合には、それを押さえる道は今の御答弁では発見できないかろうと思ひます。

○政府委員(小笠井康男君) ただいまの御質問であります、特に中小につきましましては、私も十分といふほどの確信がない、というよりも多少は出得るのではないかと、これは考へておられます。しかし私もぼた山の監督につきましまして、非常な危険を感じましたのは比較的最近のことでありまして、従来ぼた山につきましましては十分な資料もございませぬし、今のお話のよう何年間で現状のぼた山は作られたか、という点も詳細には承知しておりませぬ。しかし現在ありますぼた山の状況については、かなり詳細に調査を済ませまして、大体の状況もわかりますけれども、今後杵島炭鉱を

中心にいたしまして、従来三カ年ばかり研究をいたしまして、大体のぼた山の推移といふものがわかつてきたわけでありませぬ。ぼた山は非常にあふないやうに仰せられますけれども、私どもの考へておられますのは、積んだときには割合に危険性はないのでありますけれども、これが二十年、三十年長年月たちますと、内部が変化をいたして参ります、自己崩壊を起すといふやうなケースが多いのであります。そこで私どもの監督をいたしましては、通常ぼた山に水が入らぬやうに、ぼた山の周囲にはずつと溝を作らせまして、ぼた山の上に降る雨はいたし方ありませんけれども、山腹から流れ込むといふことのないやうに必ず溝を作らせると。それから崩れかかるやうな場合には土留め石垣、今申しました排水溝、これが主な方法であります。しかしこれで防げないやうなこともあります。大きい山が徐々に動き出すという現象も最近ございませぬ。こういうやうな場合にはパイプを回しから水平につくこみまして、中の水をずつと外に出すわけでありませぬ。こうしますとほとんど現状では動きがとまる、こういうやうな状況になつております。ぼた山の崩壊防止につきましましては大体以上の方法をとりまして、ほほ確信がついたやうな次第であります。特に大手のぼた山につきましましては、かなり十分な崩壊防止の工事をやらせております。少しこまかくお話ししてもよろしうございませぬが、ちよつと時間がかりますので、かなりやらしておりました、先日の参考人のお話のやうに大手ではほとんど問題はございませぬ。ただ問題は中小でございませぬけれども、中小につ

きまして、なるべくこの法律のお世話になるやうなぼた山を、でき得る限り少くするために、操業してあります間に十分な施設を、でき得る限り監督を厳にしまして十分な施設を講じたといひ。しかし鉱業権が移りましてからい、ただいまのお話のやうに五カ年間は責任を持たせております。その間にもちろん操業中にやらせるつもりであります。できない場合にはその五カ年内に完全なものにして次の者に渡す、といふことを考へておるわけでありませぬ。しかし何しろ十分な資力のない中小でありますので、私どもの考へていけるだけの、十分に果してできませぬかどうかの懸念も多少持つておりますけれども、私どもの方は今後十分監督を厳にいたしまして、でき得る範囲内に万全を期したい、かやうに考へております。

○田中一君 現在の炭鉱界からみて、中小企業のある方といふものもさういふ一つの役目を果してゐるわけなんです。しかし今まで鉱山保安法に示してありますところの施設といふものを、しなかつたといふ山があるならば、これはただ単に中小炭鉱の責任のみならず、政府の責任も幾分あるのではないかと、いふふうに考へるのです。従つてこれから私もあなたの方通産省諸君に質問をして、そして中小炭鉱に過重な負担をかけるといふことも、どうかといふやうな懸念もいたしてあり、そこで先ほど政務次官が言明されてゐるやうに、鉱山保安法によるところの政令を改正して、もう一歩前進して、まあ本年度は間に合はぬといふにしても、明年度くらいからは力のない炭鉱業者のぼた山に對しては、別途補助金なり

あるいは助成するやうな形をとることが望ましいと思ふのです。これは今こゝでその言明はできかねるでしようけれども、事実において、この法律の對象となるぼた山に對しては、逐次五カ年間で事業を完成しようといふ意圖を政府は示しておりますが、同じやうなテナビで通産省は所管——当然、鉱業権を持つてゐる者が保安施設をするといふ。ことに中小炭鉱においては、その力がない場合には、当然、先ほど言つてゐるやうな、保安設備を義務づけられない者の所有に移ることが、数々あるかと思ふのです。そこで、明年度は、何かそのような助成の方法を考へようとする意思があるかどうかといふ点について、御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 御承知の通り一昨年来、炭鉱におきまして鉱害復旧問題といふものは、長足の進歩を見つてあるわけでありませぬ。ぼた山につきましても今御説明のやうに、資力の弱い弱小の鉱業権者に背負ひ切れないうやうな場合が予想される。そういう場合に對して、政府が助成措置等を考慮するか、こういうお話でございませぬが、私は、はつきりしたことをここで申し上げにくいと思つておりますが、地すべり防止法案の成立によりまして、鉱業権者のない山は安全な状態に置かれ、鉱業権がある山は、企業主の資力が少いゆゑになかなかつていかぬといふことでは、均衡がとれないと思ひます。均衡がとれないやうなことが明白な場合には、鉱害復旧の一態様として考へないか、いかにいふことを予想しないうかぬ、こういうふうに私は考へております。

○田中一君 もう一点伺いたいのです
が、そこでこの法律は付帯事業計画を
もって、ただそのほた山オンリーの対
象だけを考へての事業をしようとして
いるわけじゃない。従つて、通産省が
指導するところの、鉱業権を持つてい
るほた山に對しては、同じような付帯
事業といふものの計画を策定するつも
りで、政令の改正をしようとするか、
ほた山だけを對象として防止施設をし
ようとするか、その点はもうあなたの
方では片島炭鉱で十分検討済みだと思
いますから、その点はどういふ工合に
考へておられますか。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安法の
對象としてやりますのは、ほた山だ
けを對象としてやります。

○田中一君 そういたしますと、われ
われの心配している点が明らかになつ
たわけなんです。ただ単にほた山だけ
を考へておきますと、そうすると、こ
の法律の考へ方とはおのずから違つて
くるわけなんです。この法律の趣旨は、
その区域、どういふ規模になリま
すか、大きなもの、あるいは個々の条
件によつて違つていふけれども、全
体の危険を防止しようといふことを、
この地すべり防止法案では示している
わけなんです。おそらく、その精神
は、ほた山の場合にも、先ほど河川局
長は、同じような計画をもつてやるの
だといふことを言つておりました。そ
うすると、今、政務次官が御答弁に
なつたやうな不均衡な、ほた山に對す
る保安施設が行われるといふことにな
らざるを得ないのです。それでは、わ
れわれは納得ができません。やはりこの
法律で考へておきますやうな保安施設
をやるといふことの御答弁があるなら

ば、まあ一応了承はしますけれども。

○政府委員(小岩井康朗君) 私がただ
いま申し上げましたのは、ほた山だけ
と申しましたけれども、もちろん、ほ
た山の崩壊防止に對するいろいろな規
則の内容は、当然、付近のほた山周辺
の事情を考へて作り上げておるわけ
でございます。もちろん、規則の中で、
三十メートル以内には人の住むやうな
住宅があつてはいかぬとか、そつう
やうなものがあつてはどうか、もち
ろんどけられるやうに、別な規則がで
きております。私の今申し上げました
のはほた山自体の崩壊防止について考
へておる。しかし、こゝれた場合に、
影響の多いやうなところは、保安規則
の中にこまかくうたつてあるといふわ
けであります。

○田中一君 今、政務次官の、政令を
変へても、この法律と均衡をとれるよ
うな工事をするといふ言明なんです。
従つて、もしも、今あなたの御答弁の
やうに、これと同じやうに考へるけれ
ども、付帯事業といふものも含めた区
域の保安施設をやらせるといふこと
になると、これまた、中小炭鉱に与え
るところの建設費の負担といふものは増
大するわけなんです。この法律により
ますと、これによつて利益を受ける者も
あるに違ひない、むしろ、これにより
ますと、その場合には、受益者負担を課す
ことができるやうになつておるやう
な、一方、通産省といふか、あなたの
方で見ようとする鉱業権のある者の山
といふものは、当然原因者負担、原因
者が負担すべきだといふことにならざ
るを得ないと思ふ。山を人工的に作つ
たのは、炭鉱の営利事業からくるとこ
ろの副産物でありますから、そつうな

と、やはり負担が過重になる、負担が
重くなるといふことを言わざるを得な
いのですが、その点が十分考慮され
て、今、政務次官が言明された精神を
十分に生かして、中小炭鉱の過重な負
担にならないやうな措置をとるやうに
するかどうか、もう一ぺん政務次官か
ら一つ言明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 関連事業の
範圍をどう見ていくか、関連事業の内
容によりましては、あるいは地すべり
防止法案でねらつておるところと、鉱
山保安法等によつてねらつておる範圍
と、食い違ひが起ることが當然予想さ
れなければならぬと思ひます。法域が
違ひ面があると思ひます。ただ、ほた
山の崩壊を防止する、そつうして危害を
予防するといふやうな趣旨においての
範圍内におきましては、この関連の工
事は、當然に鉱山保安法等の關係から
広められてくると私は思ふのでありま
す。そつういふやうな趣旨において措
置していくものと考へます。同時に、現
在の保安法が、同じ目的のために、地
すべり防止法案のねらいと、たまたま
法域が若干食い違つた、こつういふこ
とから、ほた山の崩壊防止に非常な不便
があるといふことならば、鉱山保安法
自体においても、一応反省してみらる必
要があると思ひますのであります。同時
に、中小炭鉱の資力の問題から見た場
合に、先ほど申し上げましたやうな、
これはいわゆる鉱害問題の一態様とし
て、いわゆる法的な援助といふものは
當然考へていかなければならぬ、こつ
う考へておられます。

○委員長(竹下豊次君) ほかに御発言
もございませうですから、質疑は

尽きたものと認めて御異議ございませ
んか。

○委員長(竹下豊次君) 御異議ないも
のと認めます。

それでは、これより討論に入りま
す。御意見のおありの方は、賛否を明
らかにしてお述べを願ひます。なお、
付帯決議案は、討論中にお述べを願
ひます。

○内村清次君 私は地すべり等防止法
案につきまして、日本社会党を代表し
て、次の付帯決議案を提出し賛成の意
を表するものであります。まず付帯決
議案を提出いたします。

地すべり等防止法案に關する附帶
決議案

政府は本法の施行にあたり、左記
各項の実現につき特に配慮すべきで
ある。

一、緊急を要する地すべり等防止工
事は、おおよね五カ年間に完成す
ること。

二、本法の對象とならないほた山に
つては、本法制定の主旨にかん
がみ鉱山保安法による監督指導を
嚴重にし、鉱業権者等をしてその
崩壊防止対策につき遺憾なからし
めること。

わが國を端的に表現いたしますと、
災害國といふ言葉で尽きると思ひま
す。これを昭和三十三年の国土建設の
現況から検討してみますと、昭和二十
一年から三十年までの十年間における
災害被害の年平均は、はんらん面積約
七十万町歩、家屋五十四万戸、農地は
約五十一万町歩に當る被害をこうむつ
ておると指摘しております。また本法
律案の提案の理由において、地すべり

崩壊が五千五百カ所、面積にして十四
万五千町歩、さらにほた山崩壊が六百
二十三方所、そのうち本法案の對象と
なるものが二百二十六カ所もあると言
われております。まさに災害國日本で
あると考へます。元來地すべり現象は
古くから発生し、一般に知悉されて
おつたものであります。発生する地
域が大部分は山間僻地の場所にあるた
め、等閑視されてきた傾向がありま
す。従つて地すべりが発生しておる地
域、あるいは発生するおそれのある地
域においても、現に居住し、農地等に
利用され、危険に瀕しながら營農され
ているのが実情であります。これは限
られた狭い土地の利用の実態であるの
みならず、地すべり崩壊を発生する地
域は、きわめて水にも恵まれ豊沃な土
地であり、土地と居住家屋の移転は密
接不可分のものであるからにほかなり
ません。従つて砂防法または森林法の
拡大解釈により、防止施設を施行した
とはいへ、きわめて微々たるもので、
もちろんこの地すべり地域の住民のた
め安全な措置は数少いのであり、移転
するにも融資措置も講ぜられていな
かつたのであります。従つて本法案の
提出されたのは、おそきに失する感が
あると言わねばなりません。また山く
ずれを含めた崩壊の一貫した措置が、
立案されるのが好ましく、本旨であつ
て、法律的にもすつきりとしたもので
あつたと考へるものであります。しか
しながらかような法案の提出されたこ
とは、一歩前進した措置と認め、抜本
的な施設が実施され、国土を保全する
目的から賛成するものであります。
特に本法案の実施に當つて、強く政
府に要望しておきたい点は、先に提出

いたしました付帯決議案を、法律実施に当つて十分に活用し、国土保全及び住民の不安除去、災害防止、災害復旧措置の万全を期せられ、また有害な行為制限については、私権に關する場合、特に政令による措置については、慎重に措置するとともに、立ちのきの指示等は、地すべり関連事業計画において市町村は責任をもつて処置すること、その他この法案による施設が、公共土木施設災害復旧庫庫負担法の適用外になつておることは、きわめて不合理でありますから、地すべり等防止施設も当然対象とすべきであり、今後実施した上で措置されることを強く要望して、賛成する次第であります。

ただいま提出をいたしております付帯決議案は社会、自民、緑風三派の合同提案であることを最後に付言いたしました、私の賛成の意を表するものであります。

○西田信一君 私は自由民主党を代表いたしました、ただいま議題となつております地すべり等防止法案に賛成の意見を申し述べたいと存じます。

地すべりの現況は全国におきまして実に五千五百カ所、総面積十五万町歩にも及んでおりまして、年々非常な災害が発生をいたしておるのでございますが、地すべりの現象は現行法の砂防法、森林法、これらの諸法の適用の範圍のみでは、完全に災害防止の目的が達成できないのでございまして、この法律の制定によつてこの目的が相当達成できると信ずるのでございます。なおほた山の崩壊につきましては、地すべりとその現象は多少異なつておりますけれども、現状におきましては、災害防止の措置がきわめて不完全な状態に置かれておりますし、特に保安の責に任ずべき鉱業権者等の存在しないほた山等につきましては、全く放任の形に置かれておりました、この法律の制定によつてこれらの目的が達成できると思われるのでございまして、この法律の制定はきわめて適當であり、かつこの法律の実施によりまして、これらの防止に非常な効果を上げ得ると確信いたしますのでゆゑに、この法案に賛成をいたすのでございしますが、ただ先ほど内村委員からも述べになりましたように、緊急を要するものが相当ございするからして、早急にこれを完成する必要があると存じますし、なおまた本案審議の過程におきまして、非常な論議の対象になりました、本法の対象にならないほた山につきましては、本法制定の趣旨にかんがみまして、政府におかれまして、鉱山保安法による監督指導を嚴重にしていだいて、鉱業権者として、その崩壊防止対策について、遺憾なき措置をとつていただかなければならないわけでございます。かかる観点からいまして、先ほど内村委員が述べられました鉱風会、自民、社会三派の付帯決議を付しまして、本案に賛成の意を表する次第でございます。

○委員長(竹下豊次君) ほかに御意見もないようですから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認めます。

それではこれより地すべり等防止法案について採決いたします。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(竹下豊次君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました、三派共同提出の付帯決議案を議題といたします。三派共同提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(竹下豊次君) 全会一致でございます。よつて三派共同提出の付帯決議案は、全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹下豊次君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には、多数意見者の署名を付加することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 内村 清次 | 森田 義衛 |
| 武藤 常介 | 斎藤 昇 |
| 中野 文門 | 岩沢 忠泰 |
| 松岡 平市 | 西田 信一 |
| 稻浦 鹿藏 | 石井 桂 |
| 田中 一 | |

○委員長(竹下豊次君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時五十二分散会
三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、地すべり等防止法案(予備審査のための付託は二月二十一日)

昭和三十三年四月三日印刷

昭和三十三年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局